



歴史・文化が感じられる 町並みを未来へ

歴史的風致形成建造物保存事業 建造物外観修景事業

村上市内の各地には、旧村上天下として発展した城下町や出羽街道、三国街道中通り、米沢街道などによって村上天下と密接なつながりを持っていた宿場町、北前船の寄港地として栄えた港町などがあります。

これらの町や集落には歴史的な建造物が現存し、これらの建造物が創り出す歴史的な町並みも数多く残っており、また、それらの町や集落では、地域固有の歴史や文化的な資源を活用した産業や独自の民俗芸能、習俗等が現在も受け継がれていることから、当市固有の歴史や文化を反映した歴史的風致を維持向上させ、後世に引き継いでいくことを目的に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「村上天下歴史的風致維持向上計画※」を策定し、平成28年10月3日に文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣により認定を受け、新潟県内では初となる認定自治体となりました。

「歴史的風致形成建造物保存事業」及び「建造物外観修景事業」は、この歴史的風致維持向上計画に基づき実施する歴史まちづくり事業であり、文化財に指定されていない歴史的建造物等を1棟でも多く修理、保存しつつ、これらの歴史的建造物の周辺に立地する建造物についても歴史的町並みに調和した外観に修景することにより、当市の代表的な歴史的風致のひとつである新潟県の無形民俗文化財に指定された「村上天下祭り」で曳き回しされる「しゃぎり屋台」が似合う村上天下町の風情や情緒、たたくまいが感じられる空間を整備する事業です。「歴史的風致形成建造物保存事業」は、歴史的風致形成建造物及び事業区域内の戦前（昭和20年）に建造された建造物の外観の修理行為に対し工事費の一部を補助し、また、「建造物外観修景事業」は、事業区域内の建造物の外観の修理・修景行為に対し工事費の一部を補助する事業です。

また、村上天下の維持向上すべき歴史的風致の一つである「木と漆の匠にみる歴史的風致」では、村上天下の技術や活動を村上天下の歴史的風致形成の要素と捉えており、当該事業は、この技術を後世に継承するための事業でもあります。

※歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史的風致）の維持及び向上を図るために市町村が作成する計画

歴史的風致形成建造物保存事業

●事業期間

平成29年度～平成37年度の9年間 ※村上市歴史的風致維持向上計画の認定計画期間

●交付対象者

- (1) 歴史的風致形成建造物の所有者又は権利等を有する者
- (2) 事業区域※内の土地や建造物等の所有者又は権利等を有する者
- (3) (1)又は(2)の者から補助金の交付対象となる行為の実施について承諾を得た者
- (4) 事業区域※内の自治会

※事業区域は別図を参照

●交付対象行為

- (1) 歴史的風致形成建造物である建築物・工作物の外観の修理
 - (2) 昭和20年以前に建造された建築物・工作物の外観の修理
- ※新潟県建築士会岩船支部の会員又は村上市建築組合、岩船建築組合連合会の組合員が設計及び施工を監理するものに限る。

●交付対象箇所

道路からの傍観等に関わらず建築物・工作物の全ての外観

●修理基準

村上市景観計画において定められた景観形成基準を原則とし個々の建造物の外観特性に配慮しながら個別協議により判断

●補助金額

(1)又は(2)のいずれか低い額を補助額の限度とする。

- (1) 壁面の延長に応じた額

建造物の種別	単価
歴史的風致形成建造物である建築物・工作物	34万円/m
昭和20年以前に建造された建築物・工作物	

- (2) 交付対象に関わる事業費の2/3の額

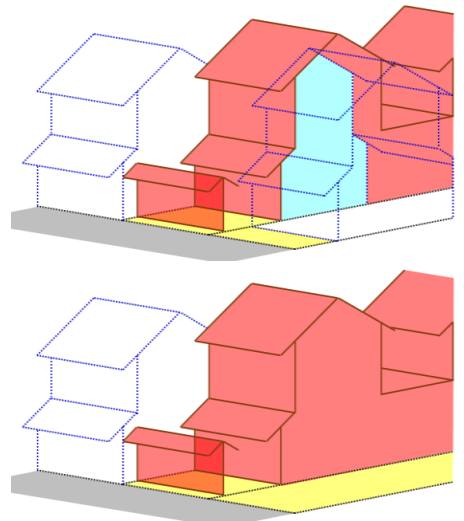
●補助回数

同一箇所につき1回とする。

※同一箇所の施工でなければ1建造物を分割した場合においても補助金の交付が可。

※補助金交付後、10年を経過した場合は、この限りでない。

●修理イメージ



※赤色着色箇所が交付対象箇所。

※歴史的風致形成建造物

歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物であって、現に重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもので市町村長が指定する建造物

建造物外観修景事業

●事業期間

平成29年度～平成37年度の9年間 ※村上市歴史的風致維持向上計画の認定計画期間

●交付対象者

- (1) 事業区域※内の土地や建造物等の所有者又は権利等を有する者
 - (2) (1)の者から補助金の交付対象となる行為の実施について承諾を得た者
 - (3) 事業区域※内の自治会
- ※事業区域は別図を参照

●交付対象行為

- (1) 歴史的建造物である建築物・工作物の外観の修理
 - (2) 歴史的建造物以外の建築物・工作物の外観の修景
- ※新潟県建築士会岩船支部の会員又は村上市建築組合、岩船建築組合連合会の組合員が設計及び施工を監理するものに限る。

●交付対象箇所

建築物：公衆用道路等に面する外壁及び公衆用道路等に面する棟の屋根

工作物：公衆用道路等に近接した箇所に設置された工作物又は設置する工作物

※公衆用道路等から過度に外壁後退した建築物であっても公衆用道路等から傍観できる建築物は交付対象とするが、旗竿形式の敷地に立地する建築物で公衆用道路等から傍観できない建築物については交付対象としない。

※隣接する建築物が公衆用道路等の境界から外壁を後退して建築されたことにより生じる外壁や隣接する建築物との建築高の差異による外壁については、公衆用道路等から傍観できる場合であっても交付対象としない。

※隣接する敷地が空地や駐車場であって、空地等に面する外壁については、公衆用道路等から傍観できる場合であっても交付対象としない。

※公衆用道路等に面する棟以外の屋根部分は、交付対象としない。

●修理・修景基準

村上市景観計画において定められた景観形成基準を原則とし個々の建造物の外観特性に配慮しながら個別協議により判断

●補助金額

(1)又は(2)のいずれか低い額を補助額の限度とする。

(1) 壁面の延長に応じた額

建造物の種別	単価
歴史的建造物である建築物・工作物	34万円/㎡
歴史的建造物以外の建築物・工作物	26万円/㎡

(2) 交付対象に関わる事業費の2/3の額

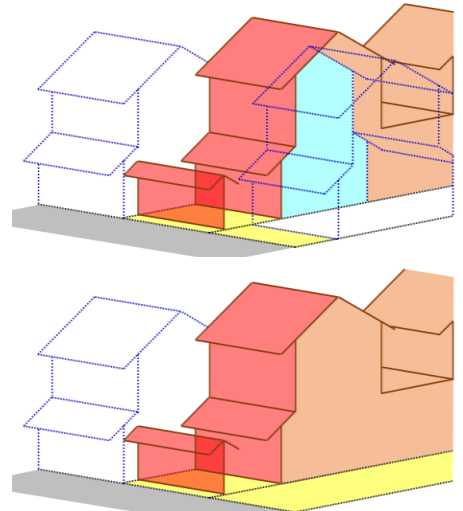
●補助回数

同一建造物につき1回とする。

※補助金交付後、10年を経過した場合は、この限りでない。

※同一建造物については建造物の構造から判断する。

●修理・修景イメージ



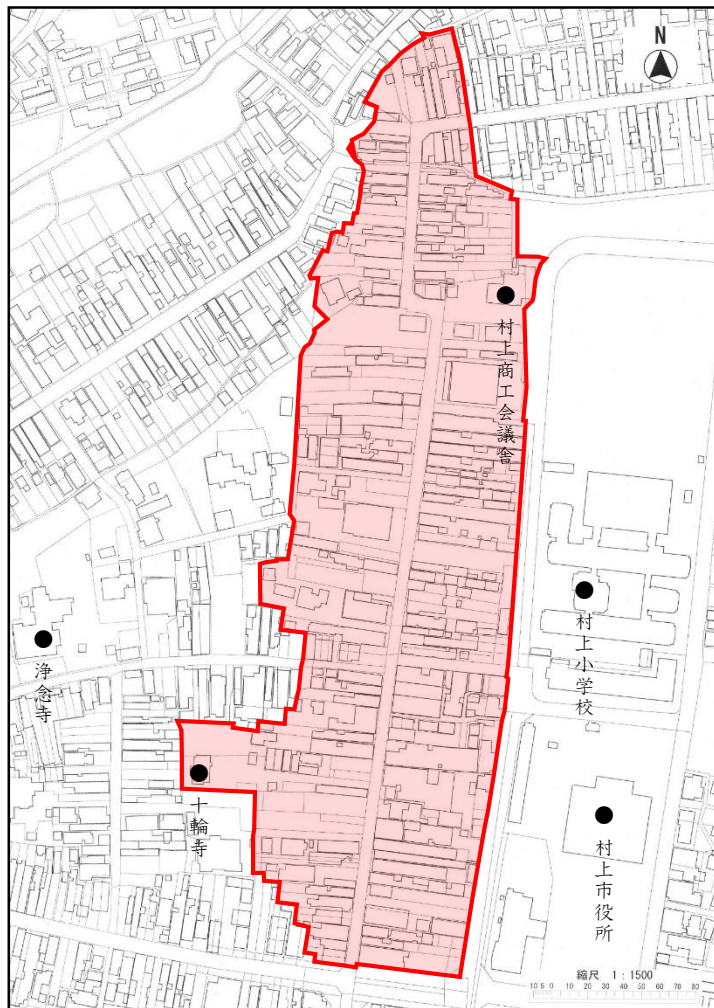
※赤色着色箇所が交付対象箇所。

●事業区域

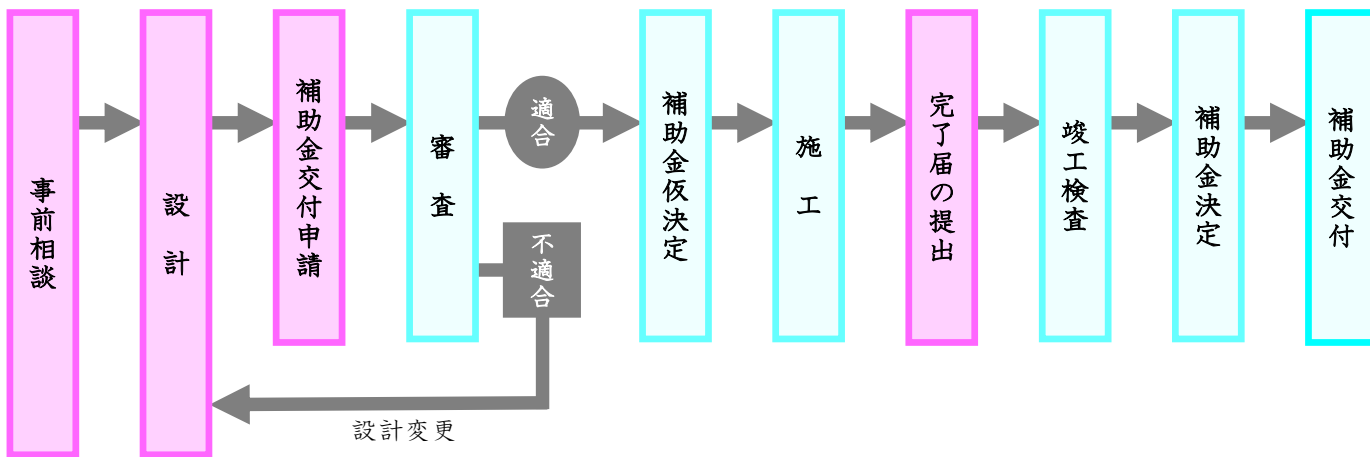
右図の赤線で囲われた区域

※事業区域は、旧出羽街道沿線に形成された旧町人町で区域内の大町、小町は、村上城下の町人町の中で最も古くから街が形成されたとされており、吉川家住宅など国登録有形文化財が11棟立地する区域で、これらの文化財の周辺には、戦前以前に建造された歴史的建造物が多数現存している区域でもあります。また、歴史的風致維持向上計画の重点区域の核となる重要文化財「若林家住宅」や「浄念寺本堂」を結ぶ周遊ルートでもあり、城下町4点セットと呼ばれる村上城跡や武家住宅、町家、寺町など村上城下町の歴史や風情をコンパクトに感じることが出来る区域として事業区域に設定しています。

※事業区域の設定にあたっては、市民及びまちづくり団体など各種団体が参加し検討した歴史まちづくりワークショップにおいて、村上市内で最も事業効果のある区域として報告された区域です。



●補助金交付申請の流れ



※修理・修景内容については、申請後の手続きをスムーズに行う関係上、事前に相談をしてください

※補助金の交付は、予算の範囲内において行いますので、補助金残額など事前に確認し、年度を跨いだ申請とにならないよう余裕を持った申請をしてください

※村上市景観条例に基づく届出など、各種法制度の届出や確認申請が必要な場合は、適宜実施してください

●申請書類

村上市ホームページより申請書類のダウンロードが可能

申請書等アドレス：<http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/88/rekimati.html/>

※申請書類に、各申請時の添付書類が明記されていますので必ず添付をしてください

問合せ先 村上市都市計画課都市政策室

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号（村上市役所本庁舎5階）

TEL 0254-53-2111（内線514・515） FAX 0254-53-3840